

○綾部市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱

平成23年 3 月25日告示第15号

改正

平成24年 5 月21日告示第91号

平成26年 3 月27日告示第34号

平成27年12月 8 日告示第173号

平成28年 9 月29日告示第131号

令和 4 年 3 月25日告示第34号

令和 5 年 3 月27日告示第54号

令和 5 年 7 月19日告示第159号

令和 6 年12月 6 日告示第205号

令和 7 年 3 月31日告示第56号

綾部市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化対策として自然エネルギーの普及促進を図るため、市内に住宅用太陽光発電システム又は住宅用蓄電システムを設置した者に対し、その設置に要する経費の一部を予算の範囲内において補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第1条の2 この要綱において「住宅用太陽光発電システム」とは、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 住宅敷地内の建築物の屋根に設置された太陽光発電システムのうち、居住の用に供する一戸建ての住宅に電気を供給するもので、電力会社の配電線と余剰配線（発電した電気のうち住宅内の電力消費に充ててもなお余る電気を電力会社へ送電することを可能とする配線構造をいう。）で連系したもの又は発電した電気を全て自家使用するものであること。
- (2) 太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナの定格出力の合計値（単位はkWとし、小数点以下は、切り捨てるものとする。以下同じ。）が10kW未満であること。ただし、増設等の場合においては、既設分を含めて10kW未満であること。
- (3) 商用化され、導入実績がある設備であり、中古設備でないこと。

2 この要綱において「住宅用蓄電システム」とは、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

(1) 住宅用太陽光発電システムと常時接続しており、同システムが発電する電気を充放電できる定置型蓄電池及びその附属設備であること。

(2) 商用化され、導入実績がある設備であり、中古設備でないこと。

(補助金の交付対象設備)

第1条の3 補助金の交付の対象となる設備（以下「補助対象設備」という。）は住宅用太陽光発電システム又は住宅用蓄電システムとする。

(補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 自ら居住し、若しくは居住しようとする市内に存する住宅に住宅用太陽光発電システムを設置した者又は自らが居住するために補助対象設備が設置された市内に存する住宅を購入した者

(2) 市町村税を滞納していない者

(3) 綾部市暴力団排除条例（平成24年綾部市条例第37号）第2条第3号に規定する暴力団員等及び同条第4号に規定する暴力団密接関係者に該当しない者

(4) 補助対象設備に係る本市の他の補助金の交付を受けていない者

(交付要件等)

第3条 補助対象設備に係る交付要件及び補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

2 補助金の交付回数は、各補助対象設備につき1世帯当たり1回限りとする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、綾部市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、綾部市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第6条 市長は、補助金の交付申請を行った者が虚偽の申請その他の不正な手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたときは、その決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部又

は一部を返還させるものとする。

(管理等)

第7条 この要綱による補助金の交付を受けた者は、補助対象設備を減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数（以下「法定耐用年数」という。）の期間、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。

(処分の制限)

第8条 この要綱による補助金の交付を受けた者は、市長の承認を受けずに補助対象設備を法定耐用年数の期間内において処分してはならない。

(協力)

第9条 市長は、申請者又はこの要綱による補助金の交付を受けた者に対し、必要に応じて現地調査及び資料の提供その他の協力を求めることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行し、同日以後に国が行う住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金の交付の決定を受ける太陽光発電システムの設置に係る補助金から適用する。

附 則（平成24年5月21日告示第91号）

この告示は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成26年3月27日告示第34号）

(施行期日)

1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前に、国が定めた住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金に係る補助事業者として採択された事業者から補助金の交付を受けて太陽光発電システムを設置した者については、なお従前の例による。

附 則（平成27年12月8日告示第173号）

この告示は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日から施行する。

附 則（平成28年9月29日告示第131号）

この告示は、平成28年9月29日から施行する。

附 則（令和４年３月25日告示第34号）

この告示は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和５年３月27日告示第54号）

この告示は、令和５年４月１日から施行する。

附 則（令和５年７月19日告示第159号）

この告示は、令和５年７月19日から施行する。

附 則（令和６年12月６日告示第205号）

この告示は、令和６年12月６日から施行する。

附 則（令和７年３月31日告示第56号）

この告示は、令和７年４月１日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象設備	交 付 要 件	補 助 金 の 額
住宅用太陽光発電システム	次に掲げるものとする。 (1) 太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナの定格出力の合計値（単位はkWとし、小数点以下は切り捨てるものとする。）が10kW未満であるもの。ただし、増設等の場合においては、既設分を含めて10kW未満であるもの。 (2) 次のア又はイに該当するもの（綾部市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入費補助金交付要綱（平成28年綾部市告示第132号）に規定する自家消費型（FIT売電不可）住宅用太陽光発電・蓄電システム設置事業の補助金の交付を受けようとする場合は、同要綱別表（2）の表に定める交付要件を満たすもの）とする。 ア 住宅用太陽光発電システムを対象とする電力受給契約を電力会社と締結した者で、受給開始日から1年以内のもの イ 全量自家消費型の住宅用太陽光発電システムを設置した者で、メーカーが発行する住宅用太陽光発電システムの保証書に記載された保証開始日から1年以内のもの	住宅用太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナの定格出力の合計値（単位はkWとし、小数点以下は切り捨てるものとする。）のいずれか低い方に、15,000円を乗じて得た額とし、60,000円を限度とする。
住宅用蓄電システム	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。 (1) 既に設置されている住宅用太陽光発電システムに常時接続する場合 メーカーが発行する住宅用蓄電システムの保証書に記載される保証開始日から1年以内のもの (2) 住宅用太陽光発電システムと同時設置の場合 住宅用太陽光発電システムの交付要件を満たすもの	住宅用蓄電システムの蓄電池の蓄電容量（単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の値のこと。単位はkWhとし、小数点以下第2位を切り捨てるものとする。）に、10,000円を乗じて得た額とし、60,000円を限度とする。

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

綾部市長

様

申請者 郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

綾部市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付申請書

綾部市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱第 4 条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 交付申請額・設備情報

交 付 申 請 額			円			
設 置 場 所			綾部市			
申 請 区 分 （ □ に ✓ ）			☐ 住宅用太陽光発電システム単体 ☐ 住宅用蓄電システム単体 ☐ 同時設置			
住 宅 用 太 陽 光 発 電 シ ス テ ム	太 陽 電 池 モ ジ ュ ー ル	型 式 名	1	2	3	
		製 造 者 名	1	2	3	
		設 置 機 器	W / 枚	W / 枚	W / 枚	
		公称最大出力 （ 合 計 ）	k W		※小数点以下切捨て	
	パ ワ ー コ ン デ ィ シ ョ ナ	型 式 名				
		製 造 者 名				
		定 格 出 力	k W		※小数点以下切捨て	
	住 宅 用 蓄 電 シ ス テ ム	型 式 名				
製 造 者 名						
蓄 電 容 量		k W h		※小数点以下第 2 位を切捨て		

※単体申請の場合は、各システムに関する項目のみ記入してください。

2 添付書類

(1) 共通

- ア 住民票の写し
- イ 綾部市税の完納証明書
- ウ 住宅用太陽光発電システムを設置した建物の全体が確認できる写真並びに太陽電池モジュールの全体が確認できる写真
- エ その他市長が必要と認める書類

(2) 住宅用太陽光発電システムの申請に係る提出書類

- ア パワーコンディショナの設置状況が確認できる写真
- イ 太陽電池モジュールの全体及びパワーコンディショナの設置状況が確認できる配置図
- ウ パワーコンディショナの型番及び製造番号が確認できる銘板の写真
- エ 太陽電池モジュールの型式及び1枚の公称最大出力が明記されている書類並びにパワーコンディショナの型式及び定格出力が明記されている書類
- オ 電力会社との電力受給契約の内容が確認できる書類の写し（全量自家消費型の場合は、メーカーが発行する住宅用太陽光発電システムの保証書の写し及び全量自家消費していることが確認できる資料）
- カ 住宅用太陽光発電システムの設置に要した経費の領収書等の写し（支払日・支払額が確認できる書類）
- キ その他市長が必要と認める書類

(3) 住宅用蓄電システムの申請に係る提出書類

- ア 住宅用蓄電システムの型番及び製造番号が確認できる銘板の写真並びに住宅用蓄電システムの設置状況が確認できる写真及び配置図
- イ 住宅用蓄電システムの回路図等（常時住宅用太陽光発電システムと接続し、当該システムが発電する電気を住宅用蓄電システムが充放電することが確認できる書類）
- ウ 住宅用蓄電システムの型式及び蓄電容量が明記されている書類
- エ 住宅用蓄電システムの設置に要した経費の領収書等の写し（支払日・支払額が確認できる書類）
- オ メーカーが発行する住宅用蓄電システムの保証書の写し（住宅用蓄電システムを単体で設置した場合に限る。）
- カ その他市長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

様

綾部市長 印

綾部市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました綾部市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金につきましては、綾部市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱第 5 条の規定に基づき、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

交 付	交付決定額	円
	（住宅用太陽光発電システムに係るもの	円）
	（住宅用蓄電システムに係るもの	円）
不 交 付	（理 由）	

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、綾部市長に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定（この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）提起することができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）